文教・子ども委員会資料
令和４年８月３日
子育て支援部保育課

ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）の実施について

１　経緯

区では、保護者の育児負担を軽減するため、保育施設の専用スペースを活用した一時保育事業を私立認可保育園１２園で実施している。これまで、新規開設の保育施設において専用スペース及び人員を確保することにより事業拡大を行ってきたが、現在の保育需要を踏まえ、新規の保育施設整備を見送っていることから、事業拡大が難しい状況にある。

一方、コロナ禍においては、集団保育を不安視する声もあり、児童を個別に預けられる場が求められている。

東京都においては、保護者の多様なニーズに応えるための取組として、ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）を実施し、保護者がベビーシッターを利用する場合の利用料金について、区市町村が負担軽減を行う場合、その区市町村負担分について補助を行っている。

このような状況を踏まえ、コロナ禍における子育て世帯を支援することを目的として、東京都の補助金を活用し、ベビーシッター利用支援事業を実施する。

２　事業概要

日常生活上の突発的な事情等により一時的な保育が必要となった場合や、認可外の居宅訪問型保育サービス（以下「ベビーシッター」という。）を活用した共同保育（保護者等とベビーシッターによる保育）を必要とする保護者が、ベビーシッターを利用する際に料金の一部を補助する。

３　補助対象者

目黒区に住所を有し、以下のいずれかに該当する保護者（保育の認定の有無は問わない）

（１）日常生活の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に保育を必要とする方

（２）ベビーシッターを活用した共同保育を必要とする方

４　対象児童

０歳～満６歳になる年度の末日までの児童（認可保育園等に在籍していても利用可能）

５　実施期間

令和４年９月１日（予定）から令和５年３月３１日まで

６　補助上限時間・金額等

（１）補助上限時間

児童１人につき年度あたり１４４時間

多胎児の場合は、児童１人につき年度あたり２８８時間

（２）補助上限金額

日中利用：７時～２２時　　１時間２，５００円上限

夜間利用：２２時～翌７時　１時間３，５００円上限

※３６５日２４時間利用可能

７　補助対象とするベビーシッター

「ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助事業参画事業者認定基準」に基づく東京都認定のベビーシッター事業者に所属しており、「東京都居宅訪問型保育基礎研修」を修了していることを要件とする。

８　今後の予定

令和４年　８月４日以降　区報・ホームページ等により周知

　　９月１日　　事業実施開始

以　　上